

## 「厚生年金加入記録のお知らせ」の概要について

問1 「厚生年金加入記録のお知らせ」とは何ですか。

(答)

「厚生年金加入記録のお知らせ」は、保険料の計算の基となる標準報酬月額が事実と異なっている場合があるところのご指摘があり、現役加入者の方には「ねんきん定期便」でご確認いただいているところですが、年金受給者の方についてもご確認いただくことが大切であると考え、送付したものです。

問2 「厚生年金加入記録のお知らせ」はどのような方に送付したのですか。

(答)

「厚生年金加入記録のお知らせ」は、年金受給者であって、厚生年金保険や船員保険の被保険者期間を有する方に送付しました。

また、年金を受給されていない方であっても、基礎年金番号をお持ちの60歳以上の方で、厚生年金保険や船員保険の被保険者期間を有する方にも送付しました。

## 「厚生年金加入記録のお知らせ」の手続き・解説等について

問3 何か手続きが必要になりますか。

(答)

《うぐいす色の封筒が届いた方》

お知らせをご確認いただき、もれや誤りがある場合は、「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」に具体的な内容をご記入いただき、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。

それ以外の方は、返送していただく必要はありません。

《オレンジ色の封筒が届いた方》

お知らせをご確認いただき、もれや誤りがある場合は具体的な内容を、もれや誤りがない場合はその旨を、「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」にご記入いただき、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。

問4 もれや誤りがあると回答したら、その後何か送られてくるのですか。

(答)

もれや誤りがあるとのご回答をいただいた場合は、調査結果をお知らせします。

問5 もれや誤りがあって、回答しなかったらどうなるのですか。

(答)

もれや誤りがあって、その旨のご回答をいただけない場合は、記録の訂正が行えません。お手数ですがご回答いただきますようお願いいたします。

なお、ご回答をいただけないことによって、現在受給されている年金が停止されることはありません。

問6 標準報酬月額が誤っていたら、年金が再計算されるのですか。また、その時、何か手続きが必要になりますか。

(答)

記録が判明した場合は、訂正内容をお知らせするとともに、判明した記録を反映した場合の年金額をお知らせします。そのうえで、年金を再度計算する手続き（こ

の行為を「再裁定」と言います。)を年金事務所からご案内させていただくこととなります。

問7 記録が訂正された場合、訂正後の内容が記載されたものを送り直して欲しいのですが。

(答)

申し訳ありませんが、今回のような形でのお示しができません。訂正後の加入記録や標準報酬月額などが確認できるものを送付しますので、ご了承ください。

問8 「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」に記入した内容について、証拠書類のコピーなどを添付する必要はありますか。

(答)

回答票に必ず添付していただく必要はありません。回答票をいただき、調査を進める中でお出しいただいても構いません。

問9 亡くなった主人の昔の給料について、いくらもらっていたか全く分からず確認のしようもないのですが、どうすればいいですか。

(答)

お分かりになる範囲でご確認いただければ結構です。

問10 「ねんきん特別便」で、もれの期間があり照会しているところですが、「厚生年金加入記録のお知らせ」でも同じ内容を記入して回答するのですか。

(答)

《回答票の色が水色の方》

回答の必要はありません。

《回答票の色が緑色の方》

必ず回答していただくこととしているため、改めて回答をお願いします。

問11 「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」に氏名を書かないで投函しました。どうすればいいですか。

(答)

回答票にはお客様の氏名、基礎年金番号などが印刷されており、お客様の回答であることが確認できますので、ご心配ありません。

問12 「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」に職歴を書かないで投函しました。どうすればいいですか。

(答)

もれや誤りがあるので回答したのであれば、改めて回答票を送付しますので、お手数ですが再度提出をお願いします。

問13 聴覚障害者のため、本人が電話することができません。どうしたらいいですか。

(答)

「厚生年金加入記録のお知らせ」の見方や回答票の記入方法に関する照会は、なたからの照会であっても、「ねんきん定期便専用ダイヤル」でお答えできます。

《個人情報の回答が必要な場合》

年金記録の内容に関することは、個人情報保護の観点から、ご本人または配偶者の方に限らせていただいておりますが、聴覚に障害をお持ちの方の場合には、お電話での相談ができないことから、ファクシミリによる相談をお受けしています。この場合、文書で回答することになります。

また、年金事務所等の来訪相談においては、筆談等で対応させていただきます。

問14 視覚障害者のため、「厚生年金加入記録のお知らせ」を読むことができません。基礎年金番号が分からないのですが、電話での確認ができますか。

(答)

大変申し訳ありませんが、基礎年金番号につきましては、個人情報保護の観点から、お電話での回答は差し控えさせていただきます。

年金事務所等で記録の確認のお手伝いをさせていただきますので、お手数ですがご来所いただけないでしょうか。あるいは、ご家族の方にお手伝いいただけないでしょうか。

問15 当施設に入所している方に「厚生年金加入記録のお知らせ」が届いたので

すが、本人は確認できる状況ではありません。どうしたらいいですか。（老人介護施設などの職員、ホームヘルパーなどからの照会）

（答）

ご本人による記録の確認が困難と判断される場合は、ご家族、身元引受人や後見人の方に、「厚生年金加入記録のお知らせ」が届いたことをご連絡いただき、ご家族等の意向を確認していただきますようお願いいたします。

施設に入所している方で、ご家族等による相談が困難な場合は、介護職員の方が、ご本人に代わって確認いただくことができます。

その際は、お手数ですが、身分証明書とご本人が施設入所者であることが確認できるものを持参のうえ、年金事務所にご来所ください。

問16 父（母）に「厚生年金加入記録のお知らせ」が届きましたが、中身がよくわからないと言うので、本人にかわって問い合わせできますか。

（答）

ご本人からお電話いただけない場合は、ご家族に限りお電話でも回答させていただいています。

ただし、お電話いただいた方を確認するため、本人の基礎年金番号のほか、お電話いただいた方の基礎年金番号を確認させていただきます。お手元に基礎年金番号が分かるものをご用意のうえ、お電話ください。

\* 来訪の場合で委任状がないときは、ご本人が病気や高齢等で来訪できない旨が分かる書類とご家族の続柄等が分かるものが必要です。

## 「厚生年金加入記録のお知らせ」の記載内容について

問17 「年金加入履歴には、共済組合員の期間の記録は入っておりません」と記載されていますが、それはなぜですか。共済組合の記録を含んで年金が決定されているのではないですか。

(答)

今回のお知らせは、厚生年金保険の標準報酬月額等をご確認いただくためのお知らせですので、共済組合員の期間については省略させていただいております。

問18 共済組合員の期間の記録は各共済組合に問い合わせることになっていますが、そちら（日本年金機構）で確認して教えていただけませんか。

(答)

共済組合員の期間は、各共済組合で記録を管理しております。お手数ですが、各共済組合へご照会いただきますようお願いいたします。

問19 社会保険（年金）事務所の職員が自宅等を訪問して行った調査とは、何ですか。私の所には来ていないのですが。

(答)

この調査は、標準報酬月額の不適正な訂正処理が行われた可能性がある記録をリストアップした中で複数の条件に当てはまった方（うち約2万人の方）について、平成20年10月以降に実施させていただいたものです。

この条件に該当しない方は、調査を実施しておりません。

問20 息子に届いた「ねんきん定期便」には保険料額が記載されているのに、私に届いた「厚生年金加入記録のお知らせ」には保険料額が記載されていないのはなぜですか。

(答)

現役加入者の方にお届けしている「ねんきん定期便」につきましては、年金制度への理解を深めていただくことの一環として、ご自身の納めた保険料の金額をお示ししています。一方、「厚生年金加入記録のお知らせ」は、年金受給者の厚生年金保険等の記録の確認を目的としていることから、保険料額はお示していませんので、ご理解願います。

問21 年金加入履歴の加入期間は、いつの時点の月数ですか。

(答)

表紙の中段に、作成年月日を記載していますので、ご確認ください。

問22 「(・・・加入していない期間があります。)」と記載されていますが、これは何ですか。

(答)

昭和36年4月以降、20歳から60歳までは、何らかの年金制度に加入することになっています。この期間に厚生年金保険、船員保険または国民年金に加入していない期間があれば、年金に反映していない期間がある可能性がありますので、ご確認いただくためにこのようなメッセージを出力しております。

この期間に共済組合に加入していた場合（または脱退手当金を受けた期間である場合）は、このままで大丈夫です。

## その他

問23 「厚生年金加入記録のお知らせ」が2通届きましたが、どうしてですか。  
(老齢年金と遺族年金など)

(答)

今回のお知らせは、年金を受給しているご自身の記録のほか、遺族年金を受給している方には、お亡くなりになった方の記録についても送付しています。

遺族年金の場合、表紙の中下段及び年金加入履歴の下段【ご参考】に、「遺族年金の受給者の方につきましては、・・・」と表示しております。

問24 「厚生年金加入記録のお知らせ」の回答票を送付したら、いつ返事が来ますか。以前、「ねんきん特別便」の回答を出した時は、回答が来るまで1年以上かかりました。今回も長く待たなければならないのですか。

(答)

ご迷惑をおかけして申し訳ございません。ご回答をいただきましたら、できる限りの調査を実施し、結果をご連絡したいと考えております。

問25 標準報酬月額が高く間違えられている方もいると思いますが、その場合は年金を返さないといけなくなるのですか。

(答)

正しい標準報酬月額が判明し、それに基づき計算した金額がこれまでより低くなる場合は、申し訳ございませんが、その差額を(5年間分に限り)お返しいただくこととなります。

問26 このような記録(標準報酬月額)の確認は、そちら(日本年金機構)ですべきではないですか。

(答)

お手数をおかけして申し訳ございません。当機構が管理している記録が事実と異なっているかどうかを確認するためには、当機構が記録を再確認するだけでなく、お客様にも確認していただくことが重要と考え、お知らせを送付させていただいております。何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。